

令和7年(2025年)第1回ニセコ町議会臨時会

令和7年(2025年)2月17日(月曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(工事請負契約の契約金額変更について)
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 議案第 1号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 7 議案第 2号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 高 瀬 浩 樹	2番 大 野 幹 哉
3番 高 木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前 原 孝 植	6番 小 松 弘 幸
7番 斉 藤 うめ子	8番 木 下 裕 三
9番 篠 原 正 男	10番 青 羽 雄 士

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	藤 志 伸
総 務 課 長	福 村 一 広
総 務 課 参 事	森 玲 子
消 防 庁 舎 整 備 室 長	黒 瀧 敏 雄
企 画 環 境 課 長	桜 井 幸 則
企 画 環 境 課 参 事	阿 南 孝 宏
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡

保 健 福 祉 課 長
 農 政 課 長
 農 業 委 員 会 事 務 局 長
 農 政 課 参 事
 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長
 商 工 観 光 課 長
 商 工 観 光 課 参 事
 上 下 水 道 課 長
 総 務 係 長
 財 政 係 長
 都 市 建 設 課 建 築 係 長
 教 育 長
 総 合 教 育 課 長
 総 合 教 育 課 参 事
 学 校 給 食 セ ン タ ー 長
 こ ど も 未 来 課 長
 代 表 監 査 委 員

重 森 省 宏
 中 川 博 視
 長 田 陽 介
 石 山 智
 馬 渕 由 香
 三 上 進
 石 山 康 行
 佐々木 一 茂
 浅 井 理 登
 金 澤 礼 至
 片 岡 辰 三
 淵 野 伸 隆
 阿 部 信 幸
 三 橋 公 一
 齊 藤 徹
 佐 竹 三 郎

○出席事務局職員

事 務 局 長
 書 記

加 藤 紀 孝
 佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、9 番、篠原正男君、1 番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、三上進君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、都市建設課建築係長、金澤礼至君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齊藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の契約金額変更について）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。今日も1日よろしくお願いいたします。

それではタブレットの001でございます。

日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の契約金額変更について）でございます。

令和6年5月1日議会の議決を経た請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1、請負契約の名称、公営住宅（新団地2号棟）建設工事（建築主体工事）
- 2、契約年月日、令和6年4月30日
- 3、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店、代表取締役、浦野隆志
- 4、変更内容、請負金額の変更、当初2億7,720万円、変更後2億7,980万7,000円、増減額260万7,000円
- 5、変更理由、暖気による落雪対策として屋根に雪止めを設置するため、住棟の構造を一部変更するため
- 6、専決年月日、令和7年2月12日

令和7年2月17日提出、ニセコ町長、片山健也。

当該建物は町営のプール横、町民運動場内に建設しております新団地の2号棟でございます。当初から無落雪の屋根として建設を進めておりますが、雨を落とす程度の傾斜があり、近年の急激な暖気による落雪の危険性に考慮し、雪止めを設置すること、また、構造金物の取り合いから住棟の構造を一部変更するための専決でございます。

なお、一昨年9月に議決をいただきました、町長の専決事項の指定により、今回は変更する金額が500万円を超えないため、議案ではなく専決の報告とさせていただいております。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男君）

確認ですけれども、今回の変更に関わっては、工事を安全に遂行するための必要な措置なのか、それとも公営住宅として今後管理していく上で、恒久的に必要な措置なのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今回の工事は基本的には恒久的に必要な措置ということでございます。雨を落とす程度の傾斜は付いているとのことですが、その程度の傾斜であっても近年の急な暖気で落雪を起こすということがあり得ることから、大事をとって雪止めをつけるということでさせていただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第 5 承認第 1 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 5、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイルのNo.101 の 1 ページでございます。

承認第 1 号につきましては、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をする専決処分の承認ということでございます。今回は 1 月 17 日付の専決でございます。

日程第 5、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページは 1 月 17 日付けの専決処分書でございます。

それから次のページ、3 ページでございます。

令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 6 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,702 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 3,346 万 7,000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月17日、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、4ページの第1表から7ページにつきましては、記載のとおりでございます。

8ページ、まず歳入でございます。

今回の補正の財源については、全て前年度繰越金を充当いたします。2,702万4,000円を充当し、歳出に充てる予定となっております。

次に、歳出でございます。9ページ、2款1項6目企画費、3節時間外勤務手当9万6,000円の補正です。本町においては、新年度に活用を予定している国の新たな臨時交付金である「重点支援地方交付金」の実施に伴う令和7年1月から3月分の時間外手当を企画費で補正するものでございます。その下、ふるさとづくり寄附金返礼1,500万円の補正でございます。当初及びこれまで補正した見込み以上にふるさとづくり寄附金を受けたことにより、ふるさとづくり寄附金返礼に要する経費の不足が生じるため、増額補正をさせていただいたということでございます。なお、寄附金額は予算額が5,000万円に対し、1月末現在で1億2,547万3,000円となっております。その下、広告料7万7,000円の補正です。今年度北海道横断自動車道、倶知安余市道路の仁木インターチェンジ開通にあたりまして、北海道開発局から後志全市町村に対し、地域情報も含めた新聞広告記載の提案がありまして、ニセコ町としても主旨に賛同し広告掲載をいたしたいということで、補正をさせていただいたものでございます。インターチェンジの3月開通前に掲載したいため、このたびの専決とさせていただいたところでございます。その下、手数料510万円。ふるさとづくり寄附金について見込み以上の寄附を受け、管理手数料に不足が生じたための補正でございます。その下、クレジットカード収納手数料70万円の補正も同じく、ふるさとづくり寄附金についてクレジットカード等の収納手数料に不足が生じるための補正でございます。その下、ふるさとづくり寄附返戻業務委託料440万円も同じく、ふるさとづくり寄附について返礼品の委託業務に不足が生じるというためで補正をさせていただいたものでございます。

10ページでございます。3款1項2目老人福祉費、18節広域連合負担金99万2,000円の補正です。山麓全体の介護認定審査件数が当初予定の4,430件から1,505件、大幅な実績増により、負担金に不足が生じていることから、広域連合に対して負担金99万2,000円の増額補正をさせていただいているところでございます。その下、ニセコハイツデイサービスセンター設備更新等事業補助19万9,000円。こちらはニセコ福祉会が運営するグループホームきら里において、入所者の感染防止及び健康維持のため、早急に加湿器2台を購入する費用を支援するというための補正でございます。

続きまして11ページ、10款3項中学校費、2目18節の各種大会出場経費補助46万円。中学校部活動各種大会出場経費補助について、新たにスキーアルペン競技2名、クロスカントリー競技1名の計3名が2月4日から7日に、長野県野沢温泉村で開催される全国大会に出場したということで、大会参加経費について補正をさせていただいたところでございます。

それから 12 ページ、このたびの補正で職員時間外について補正をしたことから、職員手当の増減の明細を 13 ページにかけて変更しております。

最後に資料でございますが、タブレット 999-1 の補正予算資料No.1 につきましては、今回の補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括会計一般会計補正予算の内訳等を記載しました。ご審議の参考としていただきたいと存じます。

これで承認第 1 号に関する提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これより、承認第 1 号 専決処分した事件の承認についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 1 号から日程第 7 議案第 2 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 6、議案第 1 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の件から日程第 7、議案第 2 号 令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件まで、2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、タブレットのNo.202、1 ページをお開きください。

日程第 6、議案第 1 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,391 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 6,738 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月17日提出、ニセコ町長、片山健也。

2ページの第1表から3ページについては記載のとおりでございます。

4ページは飛ばしていただいて、5ページも記載のとおり、6ページの事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額の合計は3,391万4,000円、財源については国・道からの支出金2,415万3,000円、一般財源976万1,000円ということでございます。

説明の都合から、歳出10ページをお開きいただきたいと存じます。2款1項24目臨時特別給付金事業費、全体で2,609万5,000円の補正でございます。令和6年11月17日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対し、一世帯当たり3万円、子ども一人につき2万円加算、こちらの給付が決定いたしました。本給付事業の実施に伴う給付金及び事務費を補正するものでございます。右の内訳欄でございますが、まず事務遂行に係る時間外手当が90時間で22万5,000円。消耗品15万円は事務用品です。その下、印刷製本費9万円は通知のための封筒などでございます。通信運搬費42万8,000円は簡易書留及び、普通郵便費用として、各750世帯分を計上してございます。口座振替手数料8万3,000円、複写機使用料6万5,000円、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4,000円は給付金システム改修のための費用でございます。その下、臨時特別給付金2,490万円は給付金本体で、非課税750世帯及び子ども加算が120人分ということでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、3節時間外手当9万円は外国人住民の増加に伴い、転入手続などに係る時間外勤務が増加したことにより、予算が不足したための補正ということでございます。

11ページ、3款1項1目19節災害弔慰金250万円。平成30年9月6日に発生した胆振東部地震については北海道全域において災害救助法が適用され、本災害が原因で死亡した者は災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に基づき、災害弔慰金が支給されると定められております。胆振東部地震における被災者でありニセコ町民であった方の遺族より災害弔慰金の申請があり、災害弔慰金支給審査会を庁内で開きまして、これにより支給が決定したことから補正するというものでございます。その下、国民健康保険事業特別会計繰出金16万円の補正は国保会計の時間外勤務手当について、新年度新規事業及び国保税率改正に係る事務量増のため、ここに増額補正をし国民健康保険事業特別会計に繰出をいたします。

1項2目老人福祉費、18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助98万9,000円。ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツにおいて、人員不足に伴う介護員の負担軽減を支援するため、ベッドと車椅子間の移乗をアシストする介護補助ロボット1台を導入する補助をいたします。その下、高齢者介護施設経営維持特別対策事業補助134万8,000円。令和6年12月25日にニセコハイツ及びグループホームきら里で新型コロナウイルスの集団感染が発生をし、翌年1月16日までの間に入所者49名、職員12名が感染しました。今回の新型コロナは感染力が強く、また、感染速度が非常に速く、第1感染者確認時点で職員を含めた2次感染が広がったため、介護で

きる介護員の人数が減少し、感染の危険性がある中、限られた職員が連日勤務や夜勤の緊急対応により、感染が終息するまで介護に従事をしていただきました。このことから、集団感染収束までに緊急的な対応として、勤務した職員に手当を支給するための支援を行いたいということで補正をさせていただきます。

2 項 1 目児童措置費、18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 17 万 6,000 円は、児童手当法の一部を改正する法律による児童手当の抜本的拡充に伴い、自治体システムの改修が必要となることから、その経費について補正をいたします。なお、その費用は全額国庫補助で賄うことになっております。

続きまして 12 ページ、4 款 2 項 1 目 12 節一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料 174 万 3,000 円は一般廃棄物不燃・粗大ごみの排出量上増加により、2 月 3 月分が予算不足となるための補正でございます。

13 ページ、6 款 1 項 2 目農業総務費、3 節時間外手当 8 万 5,000 円。令和 7 年 2 月から 3 月分時間外手当ということで、当初の見込みより農業振興地域整備計画、及び地域計画の策定に伴う業務が増加したため、補正をするものでございます。41 時間分の補正ということでございます。

その下、1 項 3 目経営所得安定対策推進事業補助 72 万 8,000 円は、転作などの事務を担うニセコ町地域農業再生協議会の経営所得安定対策等推進事業補助金について、当初予算は事務職員 2 名の予定でしたが、経営安定対策事業や畑地化促進事業における国の方針変更に伴う各生産者への現状の聞き取りや写真、図面等の書類再整理の必要性が発生したことにより人手が足りなくなることが見込まれたため、臨時事務員 1 名を増員し、3 名で対応することとしたため、人件費分の補助金についての増額補正でございます。

お戻りいただきまして 4 ページでございます。来年度の債務をご承認いただく、第 2 表 債務負担行為の補正をするものでございます。今回は令和 7 年度におけるニセコ高等学校寄宿舎建設工事について、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、そして新たな部分として外構工事の一部を含め実施するための限度額、最大限度額という意味ですが、12 億 3,656 万 9,000 円を設定させていただきます。債務負担行為の補正ということで、第 2 表にあげさせていただいております。新しい高校寮は令和 8 年 4 月入居の受入れを予定しているため、今年 4 月 1 日から工事をはじめ、少しでも工期を確保するために、今回の債務負担行為補正を設定するものでございます。なお、寮を避難場として利用できるように、耐震性を高める設計・施工を行うため、また令和 8 年 4 月からの入居に際し、外構の一部を前倒しして実施するという事などから新たな実施要素が加わり、今回の限度額の設定となったものでございます。当該事業については E C I 方式で実施し、期間の 1 年 6 か月程度の期間を要するとされていたところを何とか 1 年で実施するという事でめどが立ったということでございます。そのようなことも含め、今回の債務負担を設定しご承認をいただいたうえで準備を進め、4 月 1 日に契約をして、1 年間で終わらせ、来年 4 月の入居に間に合わせるという形で進めてまいりたいということでございます。ご理解のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして 7 ページ、歳入でございます。11 款地方交付税、1 項 1 目 1 節普通交付税 947 万 6,000

円の補正でございます。普通交付税の追加交付分 6,922 万 3,000 円のうち、今回の補正額を充当するものでございます。これによる普通交付税の留保額は 5,974 万 7,000 円となります。

8 ページ、15 款国庫支出金、2 項 1 目 1 節重点支援交付金 2,397 万 7,000 円。先ほど歳出でご説明した 3 万円の給付と子ども加算 2 万円の給付に充当する国庫支出金の歳入補正でございます。なお、その下、子ども・子育て支援事業費補助金 17 万 6,000 円については、児童手当法の改正に伴う自治体システム改修経費について、財源となる国庫補助を補正するものでございます。

続きまして 9 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 28 万 5,000 円を補正し、歳出に充当いたします。これにより前年度繰越金につきましては全て財源充当をし、残は 0 円でございます。

14 ページにお進みいただきまして、今回の補正で職員時間外手当を補正したことで、給与費明細書が 15 ページにかけて変更してございます。

最後にタブレット 999-2、補正予算 No.2 の資料、今回の補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、ご審議の参考としていただきたいと思います。

議案第 1 号については以上でございます。

続きまして 16 ページ、国保会計の説明でございます。

日程第 7、議案第 2 号 令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

令和 6 年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 16 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,335 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 17 日提出、ニセコ町長、片山健也。

17 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正から 19 ページまでは記載のとおりでございます。

20 ページ、今回の補正額は 16 万円でございます。その他財源として一般会計から繰出しをして賄うということでございます。

21 ページ、3 款 1 項 1 目 1 節事務費繰入金 16 万円。この歳入はただいまご説明した一般会計からの繰入金でございます。

続きまして 22 ページ、歳出でございます。1 款 1 項 1 目 3 節時間外勤務手当 16 万円は、新年度新規事業及び国保税率の改正に係る事務量増のための増額補正ということでございます。

23 ページ、こちら先ほど同様、時間外勤務手当を補正することから、給与費明細書が変更となっておりますので、24 ページまで手当所要額を変更してございます。

最後に、タブレット 999-2 の補正予算資料 No.2 の 5 ページに、今回の補正に伴う変更後の各会計の総括、補正予算の内訳等を記載いたしましたので、ご審議の参考としていただきたいと思います。

議案第 2 号に関する提案理由の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前 10 時 50 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 47 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、議案第 1 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 番、高木議員。

○3 番（高木直良君） いくつか質問させていただきたいと思います。一つはですね、胆振東部地震の弔慰金の確定がされたということなのですが、これ 5 年前に発生した地震で町民の方で被災された方の申請に基づく弔慰金決定ということなのですが、お聞きしたいのはいつ申請されて、その審査にどのくらい時間がかかったかということについてお尋ねします。

それから二つ目はですね、ハイツにおける職員の身体的な軽減措置ということでロボットの導入ということなのですが、いろんなタイプのものがあると思います。参考のために、例えばロボットスーツみたいなものなのか、また別なものなのか、どういう内容か詳細に説明いただきたいと思います。

三つ目です。債務負担行為についての上限額について提案がございました。これまで新寮の建設にあたっては、短期間の間に実施しなければいけないということで、新年度早々 4 月 1 日の入札契約ですか、それについての必要性は理解しております。その上で限度額を算定されたということは、今 E C I 方式で実施設計を行って、もう工期に達したのか、あるいはそろそろ契約工期達すると思うんですけども、これらの内容について金額がほぼ確定してきたと、工事にあたっての金額ですね。それプラス外構の前倒しということで内訳があると思いますが、それについての説明をできれば本会議の前の段階に執行部側としてはすべきではなかったかなと思います。来年度予算とも結びついてくる話ですけれども、来年度予算の概要もほぼ確定しているということも事務上は至っていると思いますので、今回の臨時議会での提案ではありますけれども、内容説明についてはもっと丁寧にしていただきたいという希望もございます。

以上の 3 点について、追加の説明をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） ちょっと順番が変わりますけどもご了承いただきたいと思います。

4 ページの債務負担行為の部分でございます。まず、E C I 方式を使いまして実施設計を行っているということをご指摘のとおりでございますが、実施設計の期間は 2 月 28 日までということで、現在まだ進めている状況です。それでこの金額なのですが、実施設計を今詰めている段階ということで、今の段階で出てきている数字を使わせてもらっております。議会前に説明があつてしかるべきでは

なかったかということなのですが、実はこの数字出てきたのも先週だったかな、すごく期間の短い中で出てきた数字なものですから、事前の説明ができないで今回に至っているということでご了承いただきたいと思います。

ただ、新年度予算につきましては3月議会で提案させていただきますが、それについても今回の債務負担行為の上限額というところをめぐり、当初予算計上させていただいているものでご審議いただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の災害弔慰金につきましては、最初にお電話で自分の親がこういう形になったんだけどもらえるだろうかという相談があったということで聞いております。大体去年の春前くらいだったかと思うんですけども、それから遺族の方々が必要な書類等を揃えたりということではしばらく間あきまして、実際書類関係が出てきたのは秋ぐらいかなというところですね。それから町のほうで審査会の体制整備とか、誰を審査委員にするかというところなど、初めての開催だったものでそこら辺の調整がありまして、年明けてから早々に審査会を実施したような流れでございます。

もう1点、介護ロボットにつきましては台車のようなもので、体重の重い方を特にメインで使う予定で、吊るかたちでそのままベッドの下へ足が入って、吊ったままでベッドの上でおろすというような介護ロボットの導入をするということでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1点目、2点目の件については了解いたしました。

3点目の債務負担行為の件なんですけれども、一般的には例えば契約していて工事がまだ終わっていない、新年度に繰り越さなければいけないというような場合に、よく債務負担行為で残りの部分を翌年度に繰り越すという場合に使っている制度だと思います。その上で、先ほど申し上げましたように、新寮建設の全体スケジュールについては最初から説明を聞いていたので、そういう状況に至る可能性はあったと思います。確かに2月28日が実施設計工期ということではありますけれども、今回の臨時議会の日程との関係も含めて、できるだけ丁寧に日程の設定の仕方、あるいは実施設計の内容を、みんな急ぎながらやってることは承知していますが、議会として考えるとやはりこの審議にあたっては、もう少ししっかり聞きたかったというのが率直な思いです。そういう意味で質問になるかどうかですけれども、希望としてはやはりこれだけ大きな支出に関わる話ですので丁寧にやっていたきたかったということで希望を申し上げておきます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 高木委員の質問にもうちょっと補足させていただきたいんですけれども、ニセコハイツ・デイサービスセンターの設備更新のことなんですけれども、今介護の人材がぎりぎりの状態でいて、そしてロボットなんですけれども、今簡単に説明されたと思うんですけれども、ロボットは今回1台だけですか、それから過去においてもうすでに導入されていたのかどうか。ちょっと

その辺のところも今回初めてなのか、1台だけで90何万円に相当するのか、もう少し詳細にお聞きしたいなと思っています。これからいろいろとロボットも必要になってくるかなと思うんですけども、その辺のところもう少し説明していただけたらと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

今回ニセコハイツさんのほうで導入する介護ロボットにつきましては今回初めて導入するという事で、やはり介護をされてる方を担ぎ上げるというところで腰を痛める職員がおりまして、これまでもいろいろ考えてはいたのですが、国の補助に6年度に1度手を挙げたんですけども、ハイツさんのほうで直接要望したんですけども、そこが要望から外れてしまったと。まず町のほうで1台購入をお願いしたいというところと、7年度中にまた再度、2台目を運用したいというハイツの要望がありまして、もう1台については引き続き7年度に国のほうへ要望したいということで話しております。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） このロボットが人材の不足、例えば最低限17人必要だって言ったときになかなか集まらなかった場合、ロボット2台でそこを補うとか充当することはあり得るんですか。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 名目としては介護ロボットという名前なんですけれども、自動的に運ぶというのではなく、どちらかというと台車に近い形、介護する方を台車みたいなもので吊って、その後ろで介護員の人が操作をして運ぶというものになります。ロボット1台で介護士1人の対応になるというものではないので、人数の確保のところでは大きな効果はありませんが、それよりも一人一人の介護士さんの身体的な負担を少しでも軽減するということに効果が大いかなというものになっております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ございませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 先ほどの高木議員の質問の債務負担行為に関してなんですけれども、今回この金額を設定するということは何らかの契約に向けてだと思えます。先ほど阿部参事からご説明あったんですけども、どちらにしろ3月の予算で出てくるとは思いますが、現時点のこの金額の積み上げの根拠について教えてください。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 工事の関係ですので建築関係、電気設備と機械設備、先ほど副町長から説明ありましたように外構工事ということで内訳としては4本となっています。工事の発注については一括発注を予定していますが、まず建築工事費で7億4,300万程度のイメージです。電気設備1億7,400万円、ちょっと端数ありますけども100万単位で言わせていただきます。機械設備2億9,900万程度、外構工事で2,000万程度ということで、今回の債務負担行為の上限額12億3,656万9,000円を見込んでおります。これはあくまでも限度額ですので、この範囲内での契約を結びたい

ということで提案させていただいております。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 7 年度にこれに関して計上される 1 年間のぶんと見ていいんですか。それとも初期のどこか部分的な契約の上限に対する金額なのか、その辺について教えてください。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 新寮の建設にかかる令和 7 年度の予算額といいますか、今回債務負担行為ですけども金額で見込んでおりまして、寮建設にかかる令和 7 年度総額と考えていただいて結構かと思います。そのほかに備品等の予算計上はさせていただきますけれども、建物の建築に係る工事費ということでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 債務負担行為の関係だったんですけども、本来からいうと予算があって初めて負担行為の補正は出てくるのかなって僕は思っています。手順がちょっと違っているのかなというふうに僕は思ってるんです。本来予算があって初めて継続して予算が使われるという形であると思うんですが、説明の手順が違うんだけど、今回はこういう形になりましたとかっていう説明がね、僕はあってしかるべきかなと思ってるんですが、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

今やっている債務負担行為は、今準備作業をする必要があります。3 月議会に翌年度、令和 7 年度の予算を出させていただきますが、令和 7 年度予算が動くのは 4 月 1 日以降となりますので、今準備行為として様々な打合せや準備、あるいは書類の整理、そういうものをやるときに、債務負担行為で大枠については議会としてこのくらい承認しますよというのを受けて準備行為を進めるということです。3 月に正式な予算が出ますので、それは 4 月 1 日以降に動きますので、この債務負担行為自体の意味は当該年度以降にその債務を町が負担することについて議会が承認しますよと。その代わり限度はこれですよっていうのは、債務負担行為の限度額を議案提出するという意味でありますので、あくまでも今準備行為としてこの年度中に動くことのご承認をいただくと。それで正式には 3 月議会で議決いただいて、4 月から本格的な契約に入るというための債務負担行為であります。通常、当該年度から翌年度以降何年間にわたる場合については、債務負担行為を出してご承認をいただくというのが地方財政の手続となっております。その点ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうの説明も本来であればもっと詳しくというところございまして、その辺日程については申し訳なく存じます。

説明の中でもさせていただきましたが、今回の工期が相当タイトな状況ということで、それは皆様のほうにもご説明をさせていただいているかと思います。この工期を縮めていくという作業の中で、どうしても 4 月の頭には工事を進め始めなければならないという事情がございます。その絡みで今

の段階から準備作業をさせていただくというところのご承認をいただきたいということでございます。

あくまでもこの工期が1年半ぐらいかかるというものを今1年縮めてということで、何とかやれるめどがついたということではございます。少しでもこの時間を確保させていただくべく、今回の債務負担行為となったということでございまして、本来であれば3月の定例できちっと予算の審議をいただいた上で、4月に入ってから契約という形になりますが、そこをどうしても縮めさせていただきたいという事情があるものですから、このような形になりました。何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 私からは経済対策の給付金事業に関わってなんですが、この給付の方法はどのようにされるのか、その点をお伺いします。

それと、先ほど来話題となっておりますニセコ高校の寄宿舍の債務負担行為に関わっては、実質2月17日ですから3月の定例会終わるまで1か月の間に債務負担行為をしなければいけない事情があるのかなど。確かに工期等が詰められるということなんですけども、具体的にどのようなことが1か月間でなされるのかという辺りの説明をお伺いしたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

給付金事業の進め方につきましては、まだ国のほうからいろいろ指示等を受けながら進めている最中でございます。基本的には6年度中に対象になる方に通知をして、7年度になってから申請を受け付けて、給付するという流れで進めてまいりたいと現段階ではそう考えております。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 債務負担行為の関係で、約1か月前倒しでどこまでできるのかというお話かと思います。通常ですと先ほど副町長の説明にもありましたように、新年度予算成立後、着工には最低半月から1か月ぐらいの時間を要すると考えております。それで今年度中に債務負担行為のご承認をいただいて契約を進めることによって、4月1日からということで工期の短縮を考えております。そのほか、工事を始めるにあたっては様々な準備がございますので、施工業者としてはそちらの準備に手をつけることができるのかなと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森課長） 度々申し訳ございません。先ほどの篠原議員のご質問の中で、どのように給付するのかという給付方法についての答弁が漏れていたところがありましたのでお答えします。給付につきましては、直接対象となる方の口座に振り込むという形で考えております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 確認なんですけども、経済対策給付金の件で、6年中に通知して7年に支払うということで間違いはないですか。

それともう1件、債務負担と予算の関係です。具体的にですね、今回の債務負担行為を議決した場合、3月定例で提案される予算がそれに縛られるものなのか、また、それと全く関係ないというものなのか。その点の判断、見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森課長） 再質問につきまして回答させていただきます。

担当課としましても、進め方としては3月中に支出に向けた事務を進めまして、4月以降に給付をやっていくということで区分けしていきたいと思っています。7年度中の給付ということで現在のところ考えております。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今回補正させていただき、繰越して7年度に実施するという形で予定をしているところでございますので、3月議会に繰越しの提案をさせていただくことになるかと存じます。それから、寮建設の関係の債務負担行為でございますが、これについては今回ご承認いただいたということになれば、新年度に向けて予算化する前に契約行為の準備をさせていただきます。ただ、契約そのものは新年度予算でご審議いただき、可決後に4月1日から実施をさせていただくということでございます。

3月議会に縛られるのかということのご質問でございますが、実施時期の関係も含めて4月1日でスタートすべくご承認をいただいて、まずはその作業をさせていただくということでございますので、町としては新年度予算は可決していただけるものという考え方で作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 債務負担行為の補正についてお伺いします。今回この12億円の債務負担行為補正なんですけど、そもそも自治体は単年度予算、単式簿記でやっておりまして、単年度でやるための補正だと思うんですけども、これを今私たちが承認、可決するということは、これを認めるということになります。認める際には何かしら私たちも責任がありますので、そこら辺を明確にしておきたいんですけども、この12億を使いましたってなったときに金額のどれだけの部分が、例えば補助金であるのか公債費であるのかというような、まずは見え方、もう一つは中長期の財政がどういうふうに返済していくかというのを明確にしてもらいたい。その資料がない限りは、まずは財務面的に難しいのではないかと。

もう一つは執行的なお話なんですけども、僕もいろんな建設の人たちと話をしてるんですけども、聞いたところによりますとこの18か月の工期を12か月にすると、12億円の公共事業を受けているのがクラブヴォーバンさんですかね、違うかな。どちらにしろ公共事業に慣れている方なのか、今回のECI方式に慣れている方なのかっていうところも執行的にはちょっと危ないんじゃないかなっていう考えがあります。なぜかといいますと、建物ハード面ができたとしても、ソフト面をどうするんだっていうところにおいて、1年でつくってすぐに学生さんたちが入るっていうことなんですかね、

これ。そのスケジュールなんですけども、本来北海道外から来る学生さんたち、もしその寮の中で何かがあったとか防災とか、そういうふうな対策とか、そういったソフト面の業務も発生してくると思うんですよ。それはハードができてから確認していろいろ進めなきゃいけないのに、このスケジュールでいくと、もう箱ができて入ってっていうところで、学生の安全保障がされていないんじゃないかなと考えるんですけど、お答えできますか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど言った 12 億円強のお金ですけど、財政シミュレーションについては議会の皆さんにも何度か説明しているように思いますが、この起債状況によりまして、私もこれまで議会の場で公債費比率の上限といいますかね、目安って何ぼだということは何回か議会の皆さんからご質問あって、大体ニセコ町としてはピーク時も 16、公債比率自体は 16 ぐらいに抑えたいと。どのくらいが適正と考えているかというふうの前に質問を受けて、それは 13 から 15% ぐらいの公債比率というふうに答えてきたところであります。現在、公債費比率は今までのこのとおりやったとしてもですね、令和 14 年度にはピーク時で 13.5 の実質公債比率ということで、ニセコ町の財政の悪化等には全くつながらない。ニセコ町はこれまでも財政健全化ということで、大変鋭意を持ってシミュレーションをしてきております。その辺はですね、いろんな財政シミュレーションの中で、きちっと進めております。

それから今回の寮につきましても、詳細のほう担当課で分かれば説明してほしいんですけども、国の補助金を受ける、地方創生の拠点交付金ということで、今国のほうにお願いをしているところであります。これが通常どおりつくように努力していますが、2 分の 1 近くが国から来る、そして残りを過疎債で賄う。過疎債については 70%、元利償還金が入りますので、3 割は町の負担ということになりますから、単純に言うと 10 億かけてやると。10 億から 5 億円が国のお金で、残り 5 億円で過疎債がつくということでありますので、1 億 5,000 万円が持ち出しというような形になろうかと思えます。もちろん 12 年とか 15 年償還でやりますので、そこは長いスパンの財政シミュレーションの中で、できるだけ町の負担がないようにそこは鋭意努力していきたいと考えているところでございます。特にこのことによって財政が悪化するということではないと思います。

あと、先ほど工事の関係でご質問ありましたので、E C I の中身について説明させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 工事関係ということで E C I 方式のお話をいただいたので、その部分についてご説明申し上げたいと思います。

今回実施設計をやるにあたって、施工者側からの意見をいただくということで E C I 方式をとらせていただいております。これについては、今回の E C I の施工者として、町内事業者等が入った共同企業体ということで入っていただいております。最終的に工事をするにあたっての優先交渉権はこの E C I の企業体を持っているわけですが、見積り合わせをした結果、そこに落ちるかどうかというところになるかと思えます。慣れているのかというようなお話も伺っておりますが、町内事業者さんで建築工事、それから電気関係、それから町内ではございませんけれども機械設備関係の会社につい

ては公共事業もやられているということで、そういう面では公共事業に慣れている事業者だと考えております。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5 番（前原孝植君） 国の補助金が5割あるってということなんですけども、これは確実ですか、そうじゃないですかということと、財政については令和6年もかなりの金額で、令和7年度、新年度予算も見えない中でこの12億の債務負担行為を今認めるっていうのはちょっと無理があるんじゃないかなと思います。7年度がどれだけ予算を取ってるのか、全体がこの12億なにがし以外で、60億なのか70億かわかんないので、プラスこれで90億の予算とかってなると、私たちもどういうふうにしたらいいのか分かりません。今回この債務負担行為補正を私たちが認めた場合、全責任は議員側にきます。起債返済計画も私は詳しく見てないですし、高校校舎のクラス部屋ですかね、それも直すっていうことがあったので、その予算とかも入ってくると思うんですけども、だんだん箱物予算が増えてきて実際にその起債計画どおりにした場合、財政の数字がどんどん悪化していくんじゃないんですか。そこも気になっているところです。

あとは工期ですね。工期がやっぱり無理があります。1年で建物建ててって言われたら結構難しいと思うんですけども、それを公共事業のまた時間もかかる施工なので、それで1年で終わらせて学生さんを入れるっていうのがかなりむちゃですね。教育長がそれをやるっていうこと自体大丈夫ですかね。その工期でとおりますかね。何かあったり、事故があった時点で止まってしまいます、この工事は。そんなリスクある。施工期間と債務負担行為を可決する材料が今足りていない状態です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず、工期の部分でございますが、確かにそのとおりでございます。ただ、ECI方式にのっとって今実施計画・実施設計を行っておりますが、そこに優先交渉権者というところで、既に選定をしている先ほども議員からご指摘いただいた地元企業さんを含めて、シェア方式という形で実施設計の段階からいろいろ話をさせていただいております。そういう方式なものですから、そのような形でやることによって、本来であれば実施設計が終わってそこから改めて各事業者さんを募って入札をするという形になるところを、この方式であるから縮められるという形で18か月を12か月で何とかできるというようなめどが立ったということでございます。これは、普通の方法でいきますと、めどが立つかどうかは今の段階では分からないということでご報告するしかないんですが、このECIの効果でそうなったということでございます。それが18か月にしろ1年間にしろ、リスクという意味では同じ状況かなと思いますが、人員の確保でありますとか部材の調達ですとか、こういうような形でやっていけばやれるのではないかなというように含めて、4月入居が可能だというように形で今捉えているところでございます。

それから、新年度予算については、確におっしゃるとおり消防庁舎もあり、新しい団地もあり、高校の寮もありということで大きな公共事業がめじろ押しということになっておりますので、その予算についても相当大きな形にはなります。ただ、町長が先ほど申し上げたように、様々な補助金、有利な起債を駆使して実施をするという中で、将来負担をなるべく平準化させていただくと

いう考え方を持っていますし、これも何度か申し上げたことではあると思いますが、ニセコ町は次期の過疎の法律の見直しのときには、ほぼ間違いなく過疎から卒業しなければならないと。これはめ度たいことでもありますけども相当財政的には厳しい話でありますので、これは以前から申し上げていたような形で、やるべきところは過疎債が借り入れるうちに何とかしなきゃならないというところもありますので、大幅予算になったとしても、財政のめどを立てつつ計画的に過疎債がなくなる前に実施するべきものを実施するというようなスタンスで、今やらせていただいているというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 国の補助金につきましては、現在国に対しては6.9億円で申請するというところで調整を進めさせていただいております。ただ、全てそうであります、このとおり補助金については奪い合いですので、起債も含めて相当な審査、それから熱意を伝えるとか、そういうことをやりながら行っていくということでもあります。もちろん最悪、ある程度減らされるとか薄められるっていうこともあるのかもしれませんが、その場合は過疎債を充当してやるということで、最悪過疎債になった場合でも財政的には悪化する心配は全くない。そういう確信を持って私ども財政を進めております。

ニセコ町においては、これまでも財政が悪化しないようにということで、相当シビアな財政計画をしております。ご承知のとおりニセコ町の財政は相当健全でありますので、その辺はしっかり中身を見ていただければ大変ありがたいと思います。これまで、議会の皆さんを初め、町民の皆さんとも何度もこの費用のことについては話し合ってきております。今回も多くの子がニセコ高校に入りたということですので、何とか北海道教育委員会が認めているように70人定員にして、令和8年から総合学科にすることによってこの地域のまちづくりの中核となる高校を守り育ていく、それが私たちの考えでございますので、ぜひともこの点についてはご承認賜りますよう、切にお願いを申し上げたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 先ほど前原議員から寮建設の工期を短くして大丈夫かというご心配をいただいたところでありますが、基本的に業者によってつくられ、引き渡しを受けるときには、一般的にそういったことに関しては安全であるということで、我々も受け止めております。そういう意味で、これまでご説明した12億から若干3,000万ちょっとオーバーしておりますけれども、諸般の物価の上昇具合を見れば日々値上がりしていくというような状況で、詳しい財政のこと分かりませんが、1か月前倒して債務負担行為やらせてもらいたいという中には、少しでもそういった担保を持って企業体の業者が事前の準備をして、安い部分で抑えるところは抑えるというようなことです。細かいところで見れば工期を短くするための人材部分が上がっています。工期が短くなったとかそういう細かいところは、ちょっと今押さえていませんけれども、実際に全体で2割ぐらい上がっている状況の中で、これが延びれば延びるほど長くなるというふうには受け止めています。実際に学生が入って安全かというのは当然業者もそういうことでやっているでしょう。

私としては今回出願状況がですね、定員 40 名のところに 61 名ということで、当初大変心配していたところですが、1.5 倍という状況で、推薦は 20 名のところに 51 名ということで 2.6 倍ぐらいになっています。そういう非常に前向きにニセコ高校の取組に対して、臨時寮をつくり、それから新寮も今検討中であるというようなことを受け、出願者が増えているという状況です。町長からもありましたけれども、若い世代が入ってくるという部分で町の活性も高まると考えております。そういう中で少しでも工期を短くする、それが半年伸びればその間オーバーフローした子どもたちをどこかでお願いしなければならないという別の要素もプラスされる。ですから、私としてはぜひ工期は最優先でやってもらいたいし、4 月 1 日から学生がそこで生活できるような環境をつくっていただきたい。

当初 12 億程度というお話をさせていただきましたが、このくらいの数字で収まっているというのはすごく E C I 方式が効いていて、結果的には企業の方々が努力していただいているというふうに受け止めております。

事前に十分なお説明ができていないところもありますけれども、先ほども説明させていただいたとおり 2 月 28 日までは進捗しているというような状況で、そういうことが具体的に分かりましたら 3 月の議会でもご説明するところは申し上げて、ご理解を図れるようお願いしたいと思います。ぜひ皆様のご理解を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより、討論にはいります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 1 号 令和 6 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 2 号 令和 6 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和7年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)